

平成二十九年六月二日受領  
答弁第三三四号

内閣衆質一九三第三三四号

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出質問主意書への答弁作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出質問主意書への答弁作成に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、質問主意書に対して国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定等に従い、引き続き適切な対応をしてみたい。